

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 中国子会社の利益の資本組入れ

中国には、外資系企業が中国国内で得た利益を海外へ送金せず、当該会社の資本に組み入れた場合、その資本組入れ利益に見合う税額の40%を株主に還付するという優遇政策があります(「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」(以下中国企業所得税法という)第10条)。

税額の40%の還付を受けるためには、次の二つの方法(①利益の資本組入 ②未払配当金の資本組入)があり、その場合の日本親会社の税務について比較・検討してみます。

1 利益の資本組入れ

中国子会社が利益を直接資本に組入れる方法です。

中国子会社	(借方)未処分利益	(貸方)資本金
日本親会社	仕訳なし	

平成13年度の税制改正により、利益の資本組入れは、資産が交付されないため、法人税法上みなし配当から除外されています(法人税法第24条)。配当を認識しないことになれば、投資勘定も増えません。

2 未払配当金の資本組入れ

中国子会社は董事会で配当決議をして、さらに、増資(未払配当金を財源に資本金を増加)する方法です。

中国子会社	(借方)未処分利益	(貸方)未払配当金
	(借方)未払配当金	(貸方)資本金
日本親会社	(借方)未収入金	(貸方)受取配当金
	(借方)子会社株式	(貸方)未収入金

日本親会社は海外子会社から配当がある場合、外国税額控除(直接と間接)の適用を受けるか否かを選択することになります。

現行の中国企業所得税法では、外資系企業の配当に対する源泉税は免除されています。中国での投資を優遇するために、日中租税条約では中国での租税は20%(合弁の場合10%)で支払ったものとみなして、外国税額控除を受ける、いわゆるスペアリングクレジット制度が設けられています(日中租税条約第23条の3)。さらに、中国の法律により減免された法人税に対しても、33%の間接スペアリングを適用できます(日中租税条約第23条の4及び平成4年の交換書簡)。よって、配当金に対する日本の課税ははずいぶん軽減されます。また増資により、投資勘定は増加するため、将来中国子会社の出資を譲渡した場合、①のケースと比べ、譲渡益は少なくなります。

お見逃しなく！

再投資による還付された税金は日本親会社の国外源泉所得として単純益金算入となります。配当にかかる間接外国税額控除を適用する際に、外国法人税額から還付された税金を控除する必要はありません(日中租税条約第23条の4及び平成4年の交換書簡)。